

高齢者等雇用促進事業

事業主の方を対象に、次の助成金を取り扱っています。
○中小企業定年引き上げ奨励金(改正)

少なくとも65歳まで希望者全員が安心して働ける雇用基盤を早期に整備すると共に「70歳まで働ける企業」の普及を図るため、65歳以上の定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入、または希望者全員を対象とする65歳前に契約期間が切れない安定的な継続雇用制度の導入を行う中小企業事業主に対して奨励金が支給されます。

○高年齢者雇用モデル企業助成金(改正)
高年齢者の意欲と能力を活かすため、希望者全員が65歳以上まで働くことが出来る制度の導入または70歳以上まで働くことが出来る制度の導入とともに、高年齢者の職域の拡大や処遇の改善、または外部の高年齢者の積極的な採用に係る先進的な取組を行う事業主に対し、当該取組に係る経費の2分の1に相当する額が、500万円を限度として支給されます。

○高年齢者雇用確保充実奨励金
傘下企業における希望者全員が65歳まで働ける制度の導入、70歳まで働ける制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の充実(雇用確保措置の導入を含む)その他高年齢者の雇用環境の整備を支援するための事業を実施した事業主団体に対し、当該事業に要した費用及び事業の成果に応じて、最大500万円までの額が支給されます。

○高年齢者等共同就業機会創出助成金
45歳以上の高年齢者等3人以上が、共同して新たに法人を設立し労働者を雇い入れ、継続的な雇用・就業の機会を創設した場合に、支給対象経費の合計額に当該法人の主たる事務所がある都道府県の有効求人倍率に応じた支給割合を乗じた額(最大500万円まで)が支給されます。
○(社)千葉県雇用開発協会高年齢者等事業部
☎043(225)7931
地図番号⑩

パートタイマー

均等待遇推進助成金
パートタイマーの「活力」を企業発展に活かそう!短時間労働者の均等待遇に向けた取り組みに努める事業主の方に支給します。

▼種類
①正社員と共通の評価・資格制度の導入
②パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度の導入
③正社員への転換制度の導入
④教育訓練制度の導入
⑤健康診断制度の導入
※詳しくはお問合せください。
○(財)21世紀職業財団千葉事務所
☎043(225)2295
地図番号⑨

○両立支援事業(仕事と家庭の両立を進める企業を応援します)
労働者の育児・介護等を支援する制度を整備・実施する事業主の方に助成金を支給します。

○両立支援レベルアップ助成金
・育児・介護等費用等補助コース
・代替要員確保コース
・子育て期の短時間勤務支援コース
・作業中能力アップコース
※助成金の詳しい内容については、お問合せください。
○(財)21世紀職業財団千葉事務所
☎043(225)2295
地図番号⑨

事業主へお願い

内職事業所登録を
お申し込み
内職を提供できる事業所が不足しています。内職を提供出来る事業所がありましたら、登録をお願いします。

○創業資金
・対象者
・創業後5年未満の中小企業者
・対象経費
・設備資金・運転資金
・融資限度額
・2,500万円以内(設備資金は所要資金の80%以内、運転資金は1,500万円以内、創業者は融資額と同額の自己資金が必要)
・融資金利率(※)
・固定金利1.5~1.9%
・融資期間
・設備資金 7年以内
・運転資金 5年以内
・保証人
・法人代表者以外原則不要(別途保証協会保証が必要)
○創業資金の融資制度
日本政策金融公庫国民生活事業は、小企業の方々の小口事業資金融資等を業務とする政策金融機関です。
●新創業融資制度(無担保・無保証人)
新たに事業を始める方や事業開始後後税務申告を2期終えていない方への融資制度です。
▼融資額・運転資金、設備資金合わせて1000万円以内
▼返済期間・運転資金・設備資金5年以内
※ご利用にあたっては、雇用の創出や勤務経験等、一定の要件に該当することが必要です。
※事業開始前、または事業開始で、税務申告を終えていない方は、創業資金の3分の1以上の自己資金を確認できることが必要です。
※通常適用される利率に、1.65%(年利)が上乘せられます。
※法人の代表者の方(実質的な経営者である方や共同経営者である方を含みます)が連

・設備資金・運転資金
・融資限度額
・設備資金は1億円以内(所要資金の90%以内)
・運転資金は8,000万円以内
・融資金利率(※)
・固定金利1.5~2.1%
・融資期間
・設備資金 10年以内
・運転資金 7年以内
・保証人
・法人代表者以外原則不要(別途保証協会保証が必要)
※融資利率は融資期間によって異なります。
○取扱金融機関又は千葉県商工労働部経営支援課
☎043(223)2707

事業融資制度
千葉県の中小企業向け融資(県制度融資)
県では県内に事務所又は事業所を設け事業を営んでいる中小企業者(個人、会社)の方や県内で新規創業される方(創業者)に対し、事業に必要な資金を円滑に調達して頂くため、融資制度を設けています。
○事業資金
▼対象者
・中小企業者等(組合含む)
▼対象経費

・設備資金・運転資金
・融資限度額
・設備資金は1億円以内(所要資金の90%以内)
・運転資金は8,000万円以内
・融資金利率(※)
・固定金利1.5~2.1%
・融資期間
・設備資金 10年以内
・運転資金 7年以内
・保証人
・法人代表者以外原則不要(別途保証協会保証が必要)
※融資利率は融資期間によって異なります。
○取扱金融機関又は千葉県商工労働部経営支援課
☎043(223)2707

創業・第二創業相談会のお知らせ

毎月第1・3水曜日に「創業・第二創業相談会」を開催しています。これから創業される方、創業間もない方、経営の多角化・事業転換などの第二創業をお考えの方を対象とした相談会です(予約制)。
○(財)21世紀職業財団千葉支店
国民生活事業
☎043(224)4754

帯保証人になる場合は、利率が0.1%(年利)低減されます。
○(財)21世紀職業財団千葉支店
国民生活事業
☎043(224)4754

○(財)21世紀職業財団千葉支店
国民生活事業
☎043(224)4754

○(財)21世紀職業財団千葉支店
国民生活事業
☎043(224)4754

○(財)21世紀職業財団千葉支店
国民生活事業
☎043(224)4754

障害者雇用について相談できます

県では、障害のある人の雇用や法定雇用率達成に向けた企業等を支援するために、各種支援員を配置しています。
(企業支援員)
●障害のある人の能力を活用する工夫や雇用管理上のアドバイスを行い、職域開拓や継続(長期)雇用を支援します。
(法定雇用率達成支援員)
●障害者法定雇用率達成に向けて、ハローワーク等と連携し、障害者雇用に関する各種助成制度の紹介や手続きを支援します。
◆支援員配置場所(大網白里町付近の設置場所のみ記載)

施設名(法人名)	所在地	電話番号	企業支援員	法定雇用率達成支援員
障害者就業・生活支援センターブリオ(社会福祉法人ワナーホーム)	大網白里町	0475-77-6511	○	○
就職するなら明朗塾(社会福祉法人光明会)	八街市	043-442-0101	○	○
東総障害者就業・生活支援センター(社会福祉法人人口ザリオの聖母会)	旭市	0479-60-0211	○	○
千葉障害者就業支援キャリアセンター(NPO法人ワークス未来千葉)	千葉市美浜区	043-204-2385	○	○

「笑顔いっぱい!フレンドリーオフィス」を募集しています

千葉県では、障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている企業・事務所を「笑顔いっぱい!フレンドリーオフィス」として認定し、公表することで障害のある人の雇用に対する理解と促進を図っています。
「笑顔いっぱい!フレンドリーオフィス」として認定されると、認定書が交付され、事業所名・取組内容等を県のホームページで紹介しますので、企業イメージの向上や社員の誇りとなることなどの効果が期待できます。また、認定された事業所は、ロゴマークを会社案内や名刺等に使用することができます。
平成20年7月からスタートし、現在107社が認定されています。認定された事業所等からは、「職員が協力的になった」、「職員が誇りに思うようになった」との社内の効果や、「事業所の見学者が増えた」、「インターンシップの依頼がきた」などの体外的な効果があったとの声も届いています。みなさまからの御応募をお待ちしています。
○(財)21世紀職業財団千葉事務所
☎043(223)2762
FAX 043(221)3730
URL http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_syokunou/friendly/top.html